

豪雨のもしもの備える

佐伯区では、地域特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを進めるために、平成24年度に「佐伯区まちづくり百人委員会」を設置し、区民が主体となったまちづくりに取り組んでいます。現在、5つのテーマに沿ったそれぞれの部会のメンバーが、会議を開催し身近な問題について話し合い、まちづくりを進めています。

5つのテーマの一つである「災害に強いまちづくり部会」では、「誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを住民の視点から実現する」ことを目標に話し合いを進めており、この度、豪雨の際に役立つ情報を掲載したこの防災パンフレットを作成しました。部会では、「土砂災害から命を守る」をメインテーマに、①備え、②避難、③避難所をサブテーマとして、話し合いを進めました。豪雨が来る前に私たちにできる情報を以下の3つのテーマに沿って掲載しましたので、ご活用いただければ幸いです。

もしもの豪雨に備える準備について考えてみよう

避難についての取り組みを見よう

指定緊急避難場所での行動について考えてみよう

令和4年（2022年）9月発行

佐伯区まちづくり百人委員会「災害に強いまちづくり部会」

事務局：佐伯区役所 地域起こし推進課内

〒731-5195 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

TEL：082-943-9705 FAX：082-943-9718

もしもの豪雨に備える準備について考えてみよう

近年、地球温暖化を起因とする気候変動により、数十年に一度と言われる豪雨による土砂災害や河川の氾濫等の豪雨災害が多発化、激甚化が進む一方で避難行動の遅れにより、毎年多くの命が奪われています。しかし、自分が住んでいる地域のリスクを認識し、命を守るための適切な避難行動を行っていただければ助かった命も多数あったのではないかと思います。

一方、災害時には、気象情報や避難情報が逐次発信され、また平時においても市等が発行するリーフレットの配布や広報による啓発が行われ、ハザードマップ等により危険区域が公開されているにもかかわらず受け手である住民がこれを十分に理解し行動につなげてないところに課題があると推察されます。(右記「平成30年度7月豪雨のアンケート結果」参照)

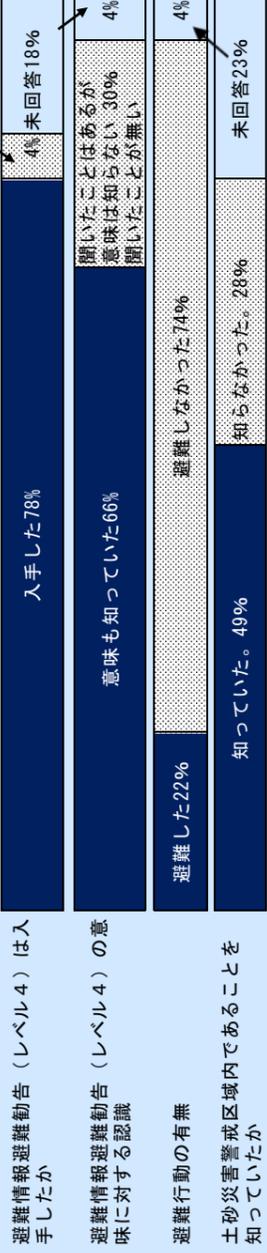
これを踏まえ、住民の一人ひとりが防災意識を醸成し、地域の危険性や気象情報や避難情報を理解し、災害を「自分事」として捉え、災害時には、迅速かつ主体的な避難行動が取れるとともに、地域として住民に対し迅速な情報伝達の仕組み、防災意識の啓発、防災知識の普及、円滑な避難について平時から備えが重要であると考えました。

避難の備えとして①地域ぐるみで逃げ遅れを出さないために地域の住民が声を掛け合って助け合うための**防災コミュニティ(住民同士のつながり)の構築**、②地域住民一人ひとりが災害時に適切に行動できる防犯意識の啓発や知識の普及及び訓練の体制作りを図るための**地域防災リーダーの育成**、③地域住民がリスクや避難場所経路を確認し共有するための**地域の防災マップづくり**、④地域住民が円滑に避難するための**避難環境の整備**について課題を出し、その内容について対応内容などを検討しました。

課題整理 (助かるための備え)

項目	目指す方向性	検討・対応
<p>①防災コミュニティ(住民同士のつながり)の構築</p> 	<p>日頃から地域で顔の見える関係をつくり、災害時には、声を掛けあい、助け合って全ての住民が地域全体で確実に避難する意識をもって災害に向き合う防災コミュニティを築く。</p>	<p>●身近な付き合いの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から、となり同士で「あの人と合う合わない」は抜きにして、災害の時だけでも、お互いに助かるための安否確認や声掛けすることを確認しておく。 ・日頃から「向こう三軒両隣」の精神で、数軒単位でグループを構築し、声掛けや安否確認を行う。大きな単位での行動より、迅速な避難行動につなげる。「近助」の推進) <p>●町内会(自治会)の活性化・加入促進の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に未加入者に対し、避難訓練時、地域の行事や大雨や台風直後に合わせ説明する。情報伝達ツールとしてガラケーでも対応できるショートメール(SMS)を活用する。 ・地域コミュニティ参加へ消極的な住民に対しては、個々の事情を尊重したうえで、地域の危険性を把握し気象情報や避難情報を収集し自らの判断により避難等を行う自助を啓発する。 ・地域の学校や企業と連携する。(勉強会・訓練、災害時の対応など) ・顔が見える関係づくりには、日々の地域の児童や高齢者の見守りネットワークも活用する。 ・自然災害の発生との関わり深い温暖化など、環境への課題へも取り組む。 <p>●避難行動要支援者に対し地域ぐるみで避難する仕組みづくりの具体的な検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援について、地域で確認・情報共有する(避難情報の伝達・安否確認、避難方法)。支援は負担軽減のため要支援者一人に対し役割を複数で分担しチームで対応する。 <p>●それぞれの地域の特性や課題を踏まえつながりをつくる。</p>

○平成30年7月豪雨の避難行動アンケート結果(平成30年7月豪雨災害における避難対策等検証会議)より抜粋

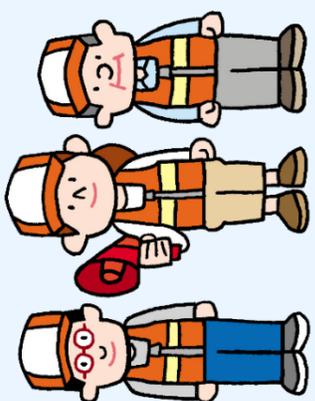
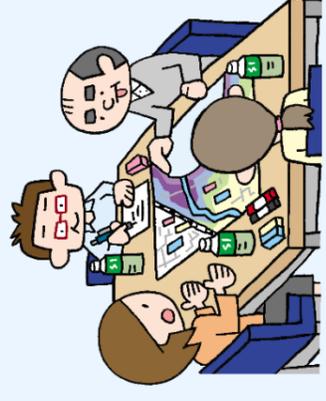


避難しなかった主な理由(複数回答)	避難した主な理由(複数回答)
<ul style="list-style-type: none"> ①自宅が安全であると思った。 ②避難経路がええって危険 ③雨量、河川の状況安全と判断 ④近所の人が避難しない ⑤誰からも誘われなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ①雨の降り方で身の危険を感じた。 ②避難情報が発令されたから ③家族からすすめられたから ④近所の人からすすめられたから ⑤雨量や水位の情報を見て

対象：平成30年7月豪雨被害の大きかった南区・東区・安佐北・安芸区812世帯

●部会員から出た課題・意見

- ・災害情報の伝え方、逃げる体制づくり、地域のまとめ役が大切である。
- ・町内会・近所により一層防災に関心をもってもらう取り組みや啓発活動が必要である。
- ・災害を自分のこととしてとらえることが必要である。
- ・町内会に防災に詳しい人が少ない。防災に詳しい人(地域の防災リーダー)を育成し増やしたい。
- ・避難の重要性を住民に理解してもらいたい。

<p>②地域防災リーダーの育成</p> 	<p>勉強会や訓練を通じて、地域住民に対して地域の危険性の周知や防災意識の高揚、防災知識の普及を図るとともに、地域全体で防災活動に取り組めるよう地域防災リーダーを育成する。</p>	<p>●地域の防災リーダーとしての防災士の活用 防災リーダーを町内会の会長、役員が兼務している地域では、交替が頻繁な場合、活動の継続性が確保できないことから、防災の専門的な知識を有している防災士の量的確保（採用増）・質的拡充（研修）を図る。また、防災リーダーとして、地区（単位町内会）別にきめ細かく複数を養成し、自主防災組織等地域団体と連携しながら地域の防災活動へ長期的に取り組み、これまで防災意識が低く取り組みが弱い地域においては、防災活動の活性化を図る。</p> <p>●地域の防災リーダー（防災士）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災士は町内会や自主防災会等地域団体と協調・連携を図る一方で、町内会、自主防災会は防災士の役割や位置づけを明確にする。 ・町内会行事や会議等で住民が集まる機会に、時間を確保してもらい、防災知識を習得してもらう。 ・学校へ出向き児童・生徒へ防災講座を開き、児童・生徒から家庭へ波及効果を期待する。 ・訓練内容の工夫、夜間や早朝、平日日中の時間帯、会場型でない実践的な訓練の企画・検討 ・女性防災士や若手防災士の育成・活用 ・防災リーダーへの負担が集中しないようなサポート体制の確立
<p>③地域の防災マップづくり</p> 	<p>住民がマップを活用し、日頃から住んでいる地域の危険性（どのよう危険性があるのか）、避難所の位置や経路、危険箇所等を確認し、災害時、速やかに安全な避難行動へつなげる。</p>	<p>●マップの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のリスク（土砂災害、河川氾濫、津波、高潮） ・避難場所の情報（災害種別、指定避難所、自主避難所） ・過去に土砂が崩れた箇所、増水した箇所等履歴を明示 ・側溝、危険な老朽家屋、ブロック塀、法面、老木等 ・災害の備えや防災情報等を記載し避難マニュアルとしての機能を持たせる。 ・防災上有益な物（公園、消防署、トイレ、砂防堰堤等）有効な一時避難場所 <p>●マップの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マップを実効性のあるものにするため地域で活用方法など勉強会の開催 ・各家庭では、家族の行動確認を追記するなど我が家の防災マップに改良して使ってもらう。 ・大雨や台風直後等の点検や定期的な町歩き点検を実施したり、住民からの気づきや聞き取り、意見交換を行い見直ししたりするなど、回目の備えに生かす。
<p>④避難環境の整備</p> 	<p>地域住民が安心・安全に避難所へ行くことができるよう、避難経路の維持・管理をする。</p>	<p>●地域の危険箇所の点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なまち歩きの実施、随時、地域住民からの情報収集 <p>●地域で対応できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側溝や雨水桝の排水機能低下の原因を取り除くための除草、水路・側溝清掃、泥上げなど町内会行事の一斉清掃作業に委ね、併せて、作業を通して顔が見える関係を築く。 ・立体駐車場などを緊急的な一時避場所として活用の検討。 ・感染症対策、ペット同伴に対しては市が開設する車中避難者用避難所（ジ・アウトレット広島（駐車場）の活用をすすめる。 ・隣接連合町内会、単位町内会との連携による自主避難場所の融通等 <p>●地域で対応できないものは、行政や施設所有者又は施設管理者へ情報提供や働き掛けを行う。</p> <p>●避難所までの経路に不安がある場合、高齢者等は早い段階での避難を促す。</p>

避難についての取り組みを見てみよう

近年は自然災害が多発し、全国各地で甚大な被害をもたらしています。広島市でも、平成30年7月豪雨や令和3年8月豪雨など、多くの被害をもたらした自然災害が発生しています。

災害を身近に感じる機会が増えた今、皆さんの「避難」に対する関心も高まっています。しかし、日頃からの準備を怠らなければ、いざというとき速やかに「避難」することはできません。

佐伯区では災害に備えて、様々な地域で独自の防災活動を行っています。その中のいくつかの活動を紹介しますので、日頃の備えの参考としましょう。

※ 各団体の活動の一部を掲載しております。

河内地区自主防災会連合会

○地域の主な取り組み

① 「忘れまい6.29集会」の開催

平成11年6月29日に佐伯区の河内地区で甚大な被害をもたらした災害の記憶を後世に継承するため、毎年開催している。犠牲者の追悼式と防災講演会をセットで行っている。



○「忘れまい6.29集会」の様子（令和3年）

コロナ禍においても、感染症対策をとり、無事に開催されました。この集会には過去の災害の記憶を風化させないという地域の思いが込められています。

令和3年度「防災功労者内閣総理大臣表彰」、
「土砂災害防止功労者国土交通大臣表彰」を
受賞されました！

③ 避難行動タイムラインの策定

注意報や警報、避難情報に対応した、地域住民の避難行動を示したタイムラインを策定し、住民へ配布している。

○「河内地区自主防災会連合会」について

河内地区自主防災会連合会は昭和62年4月に、地域住民の自主的な防災活動により、災害による被害の防止と災害時の支援を図る目的で組織されました。その後、平成11年6月29日の土砂災害を経験し、災害の記憶を残すとともに、地域の防災意識の向上に向けて、自主的な防災活動を継続して行っています。

美鈴が丘緑二丁目町内会

○地域の主な取り組み

① 「向こう三軒両隣」の設定

道路向かいの三軒と両隣の家を1グループとして緊急時に連絡を取り合う体制とした上で、日ごろから声を掛け合い、災害時に助け合える関係性を構築している。

② かまどベンチの作製

地域の公園に災害時には「かまど」として使用できる「ベンチ」を設置し、定期的な炊き出し訓練を行っている。



○かまどベンチの設置

地域の公園にかまどベンチを設置し、炊き出し訓練等で定期的に使用しています。作製時には、次世代にも思いが繋がるよう子どもたちにも作業に参加してもらいました。

② 河内地区情報メールの導入

河内地区独自の登録制情報メールで、災害時の防災情報や平時の防災情報の配信を行っている。

③ 夜間避難所参集体験

指定緊急避難場所となっている施設への避難訓練を夜間に行っている。避難場所の確認と、避難場所までの経路にどのような危険があるか確認することを目的としている。

○組織の思い

美鈴が丘緑二丁目の周辺には土砂災害の警戒区域や特別警戒区域に指定されている土地が多くあり、住民の方は、災害への備えの必要性を感じていました。

災害時に住民同士が声を掛け合い、協力できる関係性を構築することで、避難開始のきっかけや円滑な避難所運営につながるのと考え、住民同士の関係づくりを積極的に行いました。

平時に、住民同士が交流する場を設け、気軽に声を掛け合える関係性をつくるのが、災害時の対応にもつながると考えています。

五日市観音西学区

○地域の主な取り組み

① 各種ネットの形成

学区内で必要な分野に応じて、団体の枠にとらわれない7つのネットを形成し、それぞれが取り組みを行っている。

※形成しているネット

ネット名	主要構成団体等
1 こどもネット	五日市観音西学区おやじの会、主任児童委員、PTA
2 広報ネット	広報誌の発行等担当者
3 まちづくりネット	町内会
4 健康ネット	体育協会
5 シルバーネット	シニアクラブ
6 防犯防災ネット	青少年健全育成協会
7 クリーンネット	公衆衛生推進協議会

② 毎月の情報交換

毎月1回行われるまちづくり協議会の定例会において、各ネットの取り組みについて情報交換を行い、全体で情報共有を行っている。

③ 各団体の協力的体制

五日市観音西学区では、毎月いずれかの団体がイベントを開催している。その際他団体が協力するようになり、団体間の協力的体制が形成されている。

○防災に関する活動

五日市観音西学区では、各町内会に防災担当者を決め、年に1回町内会単位での防災訓練を開催することとしています。開催区分を学区ではなく町内会単位にすることで、住民が主体的に参加してくれるようになりました。また、各町内会の防災担当者が集う情報交換会を定期的に行い、情報の共有ができるようにしています。

あじさいネットという組織も災害弱者をなくすため、学区内の高齢者のうち希望者を対象に、避難のサポートや日頃からの声掛けによる安否確認といった活動を行っています。

このような活動を複数の組織の方が理解しており、協力してもらええる体制ができていくことが最大の強みです。

その他

佐伯区には、車中避難専用の指定緊急避難場所があります。

ジ・アウトレット広島 南駐車場内立体駐車場（車中避難用）

災害時に車で避難し、避難後は車内に滞在することになる。徒歩による避難が困難な方、ペット同伴避難を希望される方、コロナ禍のため車での避難を希望される方などが対象となる。

※ 災害種別に応じて、開設時期や対象学区が異なります。詳しくは、広島市ホームページなどでご確認ください。



災害時に「命を守る」ためには、避難すべき人が早期に安全な場所へ避難することが必要です。これまで避難場所に避難したが目立った被害がなく、徒労に感じる経験をした人もいると思います。それでも少しでも危険な場合は、空振りを恐れず行動することが必要です。

人が避難行動に移る2つの要因

正しい気象情報の収集

他者からの避難の呼びかけ

○避難に対する考え方

「空振りだったら腹が立つが、素振りと思えば練習になる」

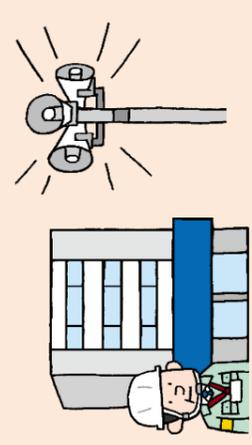
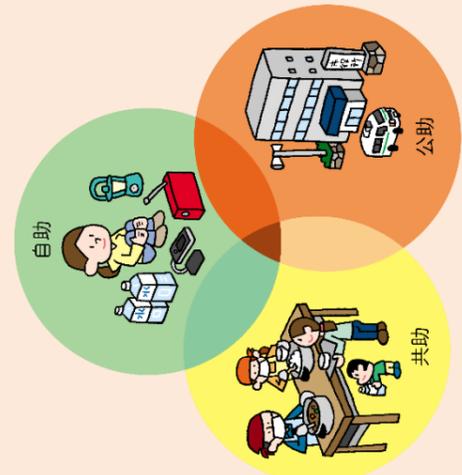
2021.12.22 広島大学大学院 坂田桐子教授講演会より

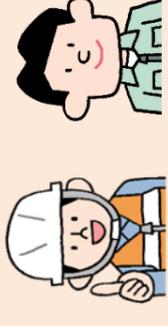
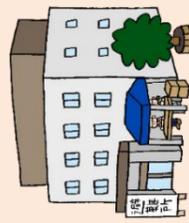
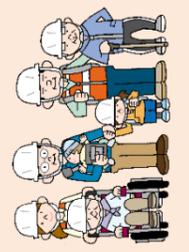
☆あなたのまちの防災の取り組みを教えてください！！

指定緊急避難場所での行動についての考えてみよう



タイムライン へいつ・誰が・何を？ ※ このタイムラインは、災害の危険から一時的に逃れるために地区で最初に開設される指定緊急避難場所をイメージしてご覧ください。

時系列	行政機関の行動	自主防災会の行動	避難者の行動	佐伯区が目指す避難所プラスα (=課題)
1. 事前の備え (準備)	<p>【警戒レベル1・2】 早期注意情報・大雨注意報・大雨警報等 【気象情報等の災害情報の収集・配信】 気象庁、広島県、広島市等の行政機関により、気象情報等を収集し、市民へ配信、注意喚起等を実施する。</p> <p>※ 必要に応じて、佐伯区役所から各自主防災会連合会へ「今後の気象情報や避難所開設の可能性」等について情報提供。</p>	<p>① 気象情報などをチェック。 (テレビ、防災メール、防災アプリ、ホームページ等)</p> <p>② 避難場所の確認 災害種別に応じ、最初に開設する「指定緊急避難場所」を確認する。</p> <p>③ 自主防災会における役割の確認 ・ 避難所開設担当者 ・ 避難所運営要員 ・ 避難誘導 ・ 危険地区の要配慮者の確認 等</p> <p>④ 各種団体との連携 町内会、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、消防団、防犯団体等の他の団体と必要な連携を確認する。</p> 	<p>① 気象情報等をチェック。 (テレビ、防災メール、防災アプリ、ホームページ等)</p> <p>② いざという時の避難場所の確認 (行政の開設する指定緊急避難場所、自宅の安全な場所、地域住民で開設する自主避難場所、安全な知人宅や親戚宅) ※ 安全な場所にいる人は、避難所等へ行く必要はありません。自分の住んでいる所の危険性についてハザードマップ等で事前に知ることが大切です。</p> <p>③ 非常持ち出し品を準備する。 ※ 指定緊急避難場所には、基本的には飲み物や食べ物はありませぬ。必ず各自で最低限のものを準備してください。</p> <p>④ 避難場所に行く手段・経路を検討しておく。 (徒歩？自動車？)</p> <p>⑤ ペット同行避難の場合は、必ずゲージやキャリーバック等に入れて避難してください。</p>	<p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両避難者の駐車場の確保 ・ 福祉避難所の活用・周知 ・ 避難所の環境改善 <p>【自主防災会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の防災士を避難所運営に参画 ・ 避難所の受入れ訓練の実施 <p>【避難者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の「避難者の行動」を理解して、避難訓練などの地域防災活動に積極的に参加する。
2. 避難所の開設	<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難の発信 【警戒レベル4】 避難指示の発信</p> <p>※ 拠点的な指定緊急避難場所の開設 各小学校区で1箇所を最初に開設する。</p> <p>【避難所施設開設時】 施設管理者へ避難所開設依頼 自主防災会連合会へ避難所開設の連絡 【避難所施設開設後】 自主防災会連合会へ避難所開設の依頼 避難所運営職員 (佐伯区災害対策本部) 2名を派遣する。</p> 	<p>① 開設された避難場所を確認する。 (テレビ、防災メール、防災アプリ、ホームページ等)</p> <p>② 必要な準備を整える。 ・ 非常持ち出し品の所持 ・ 服装の確認 ・ マスクの着用 ・ 最低限の食べ物・飲み物を持参</p> <p>③ 避難場所までの避難経路を再確認 ・ 山際、川沿いなど危険な区域を選けた経路を選定する。 ・ 自動車・徒歩など避難手段を考慮して、避難経路を選定する。</p> <p>④ 避難開始 ・ なるべく回りに声をかけてみんなで避難する。 ・ 可能な限り近隣で協力し合い避難する。 ・ 可能であれば要配慮者をサポートする。</p> 	<p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設の迅速化 ・ 「避難所開設中」等の表示・看板・幟の設置 <p>【自主防災会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設訓練の実施 <p>【避難者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の混雑状況は、広島県防災 WEB で確認する。  <p>広島県防災 WEB</p>	<p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防対策の徹底 ・ 受付要領の自主防災会への周知 <p>【自主防災会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付要領の習得 ・ 女性や若者の参画
3. 避難者の受付	<p>避難者の到着・受付 【佐伯区災害対策本部職員が到着するまでの対応】 ① 受付場所へ避難者を誘導する。混雑に注意し、一定の距離が保てるように避難者を整理する。</p> <p>② 避難者の体調確認(聴き取り・検温等)。 ③ 避難者に手指の消毒・マスク着用を依頼する。 ④ 避難者名簿を記入してもらう。 ⑤ 傷病者や要配慮者・ペット同行者・車両避難者等、受付で避難者の状況を把握する。 ⑥ 緊急を要する傷病者がいる場合は、佐伯区災害対策本部へ相談する。 (TEL082-943-9704)</p> 	<p>【何か困り事は、佐伯区災害対策本部まで】 (TEL082-943-9704)</p> <p>① 受付場所へ到着 ② 必ず、避難所受付場所へ行く。 ③ 避難者名簿に氏名・住所・連絡先等を記入する。 ④ 自分自身の身体や傷病の状態を申告する。 ⑤ 車での滞在希望やペット同行について申告する。 【協力をお願いします】 避難所は、行政と地元自主防災会等と避難者が協力して、運営を行います。可能な範囲で、避難所運営にご協力ください。</p>	<p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な人に対応できる避難スペース・資機材の確保 <p>【自主防災会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な避難者に対する配慮をする。 <p>【避難者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分や家族の配慮してほしいことは、受付で伝える。 	<p>① 避難所運営者の指示により、指定の場所へ移動する。</p> 
4. 避難者の居場所誘導	<p>自助 共助 公助</p> 	<p>【佐伯区災害対策本部職員が到着するまでの対応】 ① 体調不良者・要配慮者・車両滞在希望者・ペット同行者等は、それぞれの居場所へ誘導する。 ② 体調不良者については、あらかじめ指定している体調不良者用の別室が使用可能であれば使用し、施設されていない場合は、職員到着まで、指定の場所で待機してもらう。 (避難所に設置しているテントも使用可能) ③ 可能な限り町内会単位等で居場所を設定し、避難者の気持ちの安寧に努める。 ポイント：イスや養生テープ等を使用して、避難者のスペースを区切る。</p>	<p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な人に対応できる避難スペース・資機材の確保 <p>【自主防災会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な避難者に対する配慮をする。 <p>【避難者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分や家族の配慮してほしいことは、受付で伝える。 	<p>① 避難所運営者の指示により、指定の場所へ移動する。</p> 

時系列	行政機関の行動	自主防災会の行動	避難者の行動	佐伯区が目指す避難所プラスα (課題)
5. 行政職員 到着 (業務継続)	佐伯区災害対策本部から避難所担当職員2名が到着 施設管理者及び自主防災会等と協力し、避難所運営を行う。 避難所担当職員が避難所グッズを持参 ・感染症対策グッズ・受付・施設用の貼り紙・ポスター等 ・ラジオ・携帯充電器等	① これまでの避難状況や避難所運営を職員へ報告・引継ぎ ② 職員と自主防災会と施設管理者と協議を行い、役割分担を決める。 ※ 職員は2名体制であるため、避難所運営を可能な範囲で協力する。 ③ 体調不良者及び自主防災会等と協力し、体調不良者を誘導する。  引継ぎ・報告	【協力のお願い】 医師・看護師・手話・外国語等の資格や知識技術を持っている人は、避難所運営者に申し出て、避難所運営の協力をする。 	【行政・自主防災会】 ・職員と自主防災会で十分な引継ぎを行う。 ・職員と自主防災会が顔の見える良好な関係を築く。 
6. 避難者の 滞在・宿泊	施設管理者及び自主防災会等と協力し、避難所運営を行う。 避難所内において、使用し得る施設、物資を活用し、避難者を適正に配置する。 避難所職員は、1時間に1回正時、避難者数・避難者の状況を佐伯区災害対策本部へ報告する。 ※ 原則、食料・飲料の提供はしない。 	可能な範囲で避難所運営に協力する。 ① 避難者毎に設定した避難スペースを活用 (体調不良者・要配慮者・ペット同行者・車避難希望者) ② 各避難スペースの巡回・声掛け ・避難所での過ごし方を説明 (施設の使用・食料・飲み物等) ・避難所での感染症予防対策を説明 ・避難者へのお問い合わせや協力要請 ③ 避難者の人数、体調管理、行動把握 ・常に避難者の人数把握しておくこと。 ・特に体調不良者や要配慮者については、注意深く観察する。 ・避難者の帰宅・外出について避難者名簿に記載し、把握する。 ④ 30分に1回、施設の換気を行う。 ⑤ 共用部分については、定期的に消毒を行う。 ※ 車中泊の注意事項 ・停車場が土砂災害警戒区域外や浸水想定区域外であること。 ・エコノミークラス症候群等に注意し、健康体操を促す。	① 避難所運営者の指示に従い、所定の場所で滞在する。 ② 家族単位などでまとまるようにする。 ③ 避難所でのルールに従う。 ④ マスク着用、手指の消毒、大声で喋らない。 ⑤ 避難者も避難所運営について可能な範囲で協力する。 ⑥ 食料・飲み物は自分で用意する。 ⑦ 簡易的な敷物があれば便利 ⑧ 自分自身でできる防寒・防暑対策 ⑨ 車中泊の場合は、避難所運営者の指示に従い、所定の位置で行い、帰宅・外出は避難所運営者に申し出る。 ⑩ エコノミークラス症候群に注意し、定期的に健康体操を行う。 ⑪ 避難者同士、お互いを尊重し合い避難所で滞在する。 ※ 避難所の滞在・宿泊の中での困り事は、避難所運営者まで相談する。	【行政】 ・コロナ感染症予防対策、ペット同行避難者対策として、車中泊を進めていく。 ・福祉避難所の活用 ・要配慮者に対する対応の充実 (資材・環境) ・プライバシーの確保 ・避難所内の環境整備 (特に冷暖房) ・居心地の向上 【自主防災会】 ・地域の共助による物資確保 (寝具類 簡易食料 飲料水、テレビ等)  
7. 物資の活用	備蓄倉庫が設置されている場合は、必要に応じて、備蓄倉庫内の物資を活用する。 ※ 基本的には、備蓄食料は使用しない。 ※ 備蓄倉庫には、飲料はしない。 必要に応じて、施設内にある物品を借用し、避難所運営に活用する。 避難所毎に事前配備しているコロナ感染症対策グッズを使用する。	避難所運営に必要な物資を可能な範囲で調達・活用する。 ① 備蓄倉庫内の物品を使用 毛布・敷物 (断熱シート)・目隠しテント ② 施設内にある備品の借用 机・イス・マット・パーテーション ③ コロナ感染症対策グッズを使用 テント・消毒液・マスク・非接触型体温計・掃除道具・養生テープ等	① 自分で持参した物品・食料・飲料を使用する。  	【行政】 ・短期間の避難所開設であっても、避難者の避難所滞在環境の向上を検討する。 【自主防災会】 ・施設管理者の了承を得た上で、施設内の物資を活用する。(マット・簡易ベッド・救急箱・扇風機・テレビ・エアコン・間仕切り、椅子、机等)
8. 避難所の閉鎖	避難情報の解除・避難所の閉鎖 佐伯区災害対策本部からの指示により避難所閉鎖を決定 ・自主防災会、施設管理者へ避難所閉鎖連絡 ・避難者へ避難所閉鎖の周知 ・避難者情報のとりまとめ ・清掃・片付け・消毒 ・施設	災害対策本部職員から避難所閉鎖の連絡を受ける。 災害対策本部職員、施設管理者と協力して避難所閉鎖作業を行う。 ・避難者へ避難所閉鎖の周知 ・清掃・片付け  	避難情報が解除され、避難所が閉鎖される。 ① 自身の身の回りの清掃・片付けをする。 ② こみは必ず持ち帰る。 ③ 帰宅する場合についても、可能な範囲で要配慮者をサポートする。 ④ 避難所を退所する。 	【行政・自主防災会】 ・避難所開設・運営について、振り返りを行い、その都度課題を抽出する。 
【参考】 大規模災害時 自宅到着等に より帰宅でき ない避難者が いる場合	佐伯区災害対策本部が指定避難所を開設する。 ● 指定緊急避難場所＝指定避難所の場合 → 引き続き、同施設において避難所開設 ○ 指定緊急避難場所≠指定避難所の場合 → 該当小学校区の指定避難所へ移動し、避難所を開設する。	指定避難所毎に作成している「指定避難所運営マニュアル」に基づき避難所運営を行う。  	自宅の倒壊等で帰宅できない場合は、開設された「指定避難所」で避難生活に入る。 ● 指定緊急避難場所＝指定避難所の場合 → 引き続き、同施設において避難所生活 ○ 指定緊急避難場所≠指定避難所の場合 → 該当小学校区の指定避難所へ移動し、避難所生活	【行政・自主防災会】 ・感染症対策を講じた指定避難所運営 【行政・自主防災会・避難者】 ・自主防災会と避難者が中心となり、行政・施設管理者と調整しながら避難所運営を行う。

防災に関する役立つアプリやホームページの紹介

- ・ **ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo！」**（ご利用は無料・通信料は利用者負担）



スマートフォン等で、AppStore または GooglePlay からダウンロード。



（推奨環境：ios10.0 以降）



（推奨環境：Android 端末 6.0 以降）

ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo！」は、災害が発生する前に適切な避難行動を行っていた
だくための防災アプリです。避難指示などの避難情報はもちろん、現在地の危険度や、最寄りの避難
所へのルートを確認できます。配信情報は①危険度の確認、②最寄りの避難所（避難所開設時）、③安
否登録、④防災ハンドブック、⑤避難所検索、⑥防災情報・お知らせ。
詳しくは広島市ホームページをご覧ください。

- ・ **広島市防災情報メール**

事前に登録しておけば、避難場所の開設情報や、警戒レベルなどの防災情報等が配信されます。

【登録用メールアドレス】（空メールを送信） entry@k-bousai.city.hiroshima.jp



- ・ **広島市防災ポータル** <http://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>

警戒レベルや避難所開設情報、気象情報など、大切な情報をひとつにまとめたサイトです。



- ・ **広島県防災 WEB** <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/>

広島県の防災、災害時の情報ポータルサイトです。

